

第四次富士市情報化計画（案）概要版

第1章 本計画の概要

▶ 背景と目的

(P2)

「第三次富士市情報化計画」では、本市が実施する情報化に関する取組を情報化事業として位置付け、市民サービスの向上や地域の活性化、行政経営の効率化を進めてきました。

このような中、新型コロナウイルス感染症によって生じた社会や価値観の変容が、市民生活やまちづくりのあり方を見直す契機となったことは言うまでもなく、社会全体のデジタル化の加速に伴い、行政の政策立案に際してもデジタルを原動力とするテーマや領域が広がりを見せています。

本市は、令和2年8月に「富士市デジタル変革宣言」を発出し、本市がコロナ禍による社会変容に対応し、さらに発展していくため、デジタルの力で市民の利便性向上や行政経営の効率化を追求すると同時に、誰もが快適で活力に満ちた「質や価値」の高い生活を送ることができるまちを目指すこととしました。

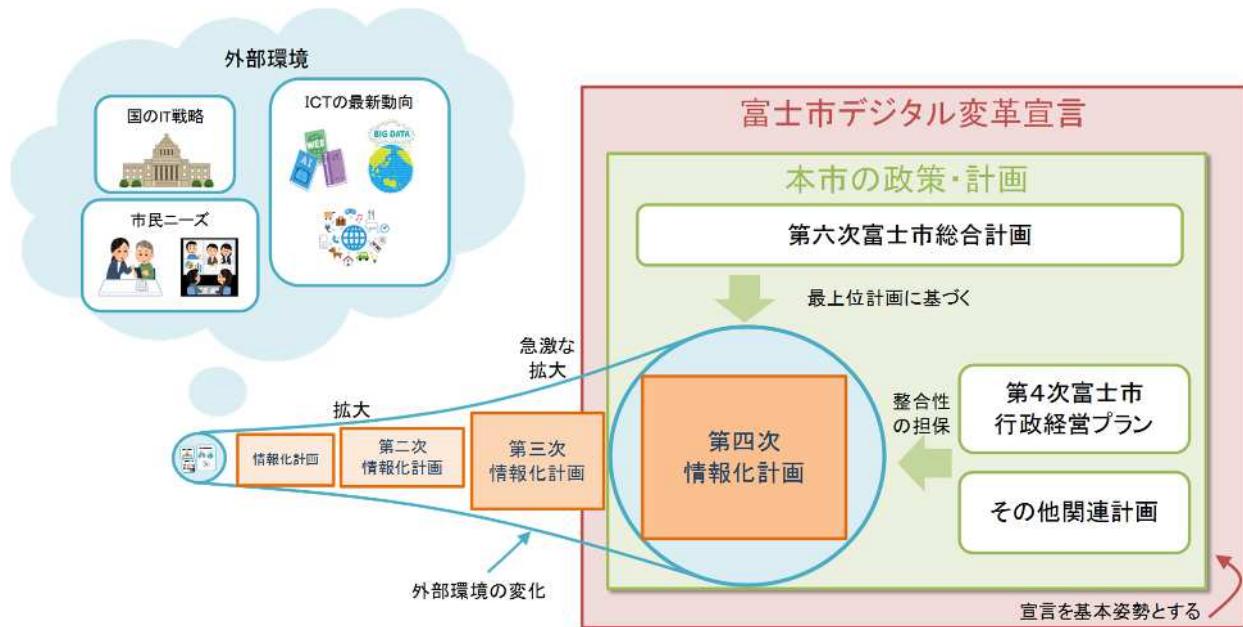
これらを踏まえ、「富士市デジタル変革宣言」でデジタル変革の3つの柱として掲げた、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」を背景に、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残すことなく、市全体を発展させることを目的とします。

▶ 位置付けと推進期間

(P3～P4)

国のIT戦略やICTの最新動向、市民ニーズなどの外部環境の変化が、新型コロナウイルス感染症の影響により、急激に拡大しています。本計画は、これらの変化に適切に対応するため、「富士市デジタル変革宣言」を基本姿勢として策定するとともに、上位計画である「第六次富士市総合計画」や「第4次富士市行政経営プラン」をはじめとする各種計画との整合を図ります。

本計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



第2章 情報化の動向

➤ 本市の動向（第三次富士市情報化計画）

(P5～P8)

- ・ 令和2年度末時点で、全175の情報化事業のうち172事業が「実施中」で、「継続する（現状維持または拡大・拡充）」とした事業が169事業あり、多くの事業が順調に進捗
- ・ 重点事業に分類した情報化事業のすべての事業評価が「B（普通）」以上

➤ 国の動向

(P9～P12)

- ・ 令和2年から3年にかけ、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（IT新戦略）」の改定から始まり、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「デジタル・ガバメント実行計画（改定）」及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の公表、その後、デジタル改革関連法の成立を受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を打ち出し、デジタル強靭化社会の実現に向けた取組を加速

➤ 県の動向

(P13～P16)

- ・ 平成29年度に策定された「静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）官民データ活用推進計画」に基づき、施策を展開
- ・ 令和3年度に「（仮称）ふじのくにDX推進計画」の策定に取り組み、令和4年度から新たな計画を開始

➤ 個人や企業の動向、最新の技術動向

(P17～P30)

- ・ 個人におけるスマートフォンの普及や、企業におけるテレワークやクラウド化の拡大
- ・ AIや5G等の最新の技術を活用した取組の拡大

第3章 情報化アンケートの結果と課題

➤ 市民向けアンケート

(P32～P41、P55)

- ・ スマートフォンの普及が進んでいることから、行政サービスのオンライン化が重要
- ・ スマートフォンに不慣れな高齢者等を対象に対策を講じる必要
- ・ マイナンバーカードが徐々に浸透、今後も普及に努め利活用の促進を図ることが必要

➤ 中高生向けアンケート

(P42～P51、P55)

- ・ スマートフォンの普及が進んでおり、主にSNSを利用して情報を入手しているため、SNSを使った情報伝達が重要
- ・ パソコン等を使った学習に対する関心の高まりを受けたオンライン学習の充実を図る必要

➤ 職員向けアンケート

(P52～P55)

- ・ 市民が求める行政サービスと本市が提供すべき行政サービスは概ね一致により継続が必要
- ・ 庁内システムの整備や情報活用能力の向上に引き続き取り組むことが重要

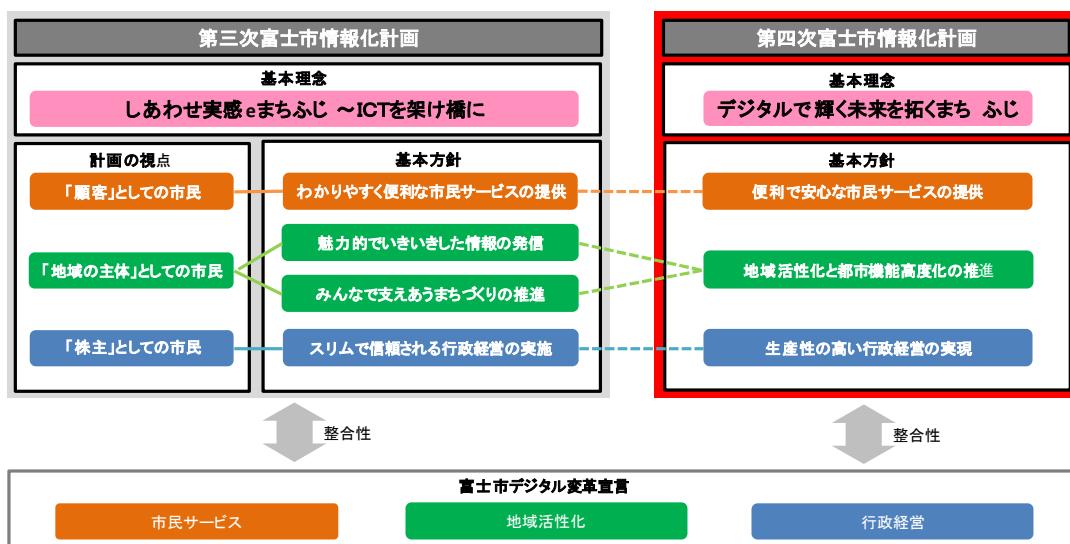
第4章 計画の基本理念と基本方針

▶ 基本理念と基本方針

(P56～P57)

本計画では、「第六次富士市総合計画」の基本構想で定めた目指す都市像を、情報化の面から達成できるよう、基本理念を「**デジタルで輝く未来を拓くまちふじ**」と設定しました。

また、基本方針は、基本理念に基づき、国や県のIT戦略、ICTの最新動向、市民ニーズについて把握した課題を反映するほか、「第三次富士市情報化計画」や、令和2年8月に発出した「富士市デジタル変革宣言」との整合性など、様々な側面を考慮し、「**便利で安心な市民サービスの提供**」、「**地域活性化と都市機能高度化の推進**」、「**生産性の高い行政経営の実現**」と定めました。



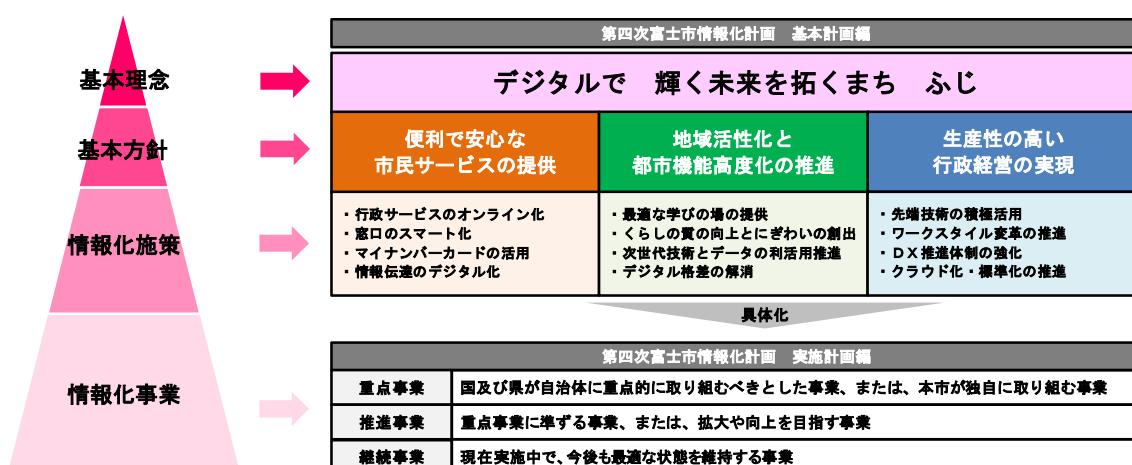
▶ 計画の体系

(P58)

本計画は、基本計画編と実施計画編の2部構成とし、基本計画編では、基本理念と基本方針に基づき、デジタルを原動力とするテーマや領域、社会的背景と現状、本市のこれまでの取組や課題、今後の方向性について整理した上で、基本方針毎に4つの情報化施策を定めています。

実施計画編では、具体的な事業内容を情報化事業として整理するとともに、国及び県が自治体に重点的に取り組むべきとした事業や本市が独自に取組を進める事業を「重点事業」、重点事業に準ずる事業や拡充及び向上を目指す事業を「推進事業」、現在実施中の事業で引き続き最適な状態を維持する事業を「継続事業」と分類し、全ての情報化事業を網羅します。

また、これに加え、情報化事業が、デジタル変革に資する取組かどうかを区別できるようにします。



第5章 情報化施策

▶ 「便利で安心な市民サービスの提供」

(P59～P65)

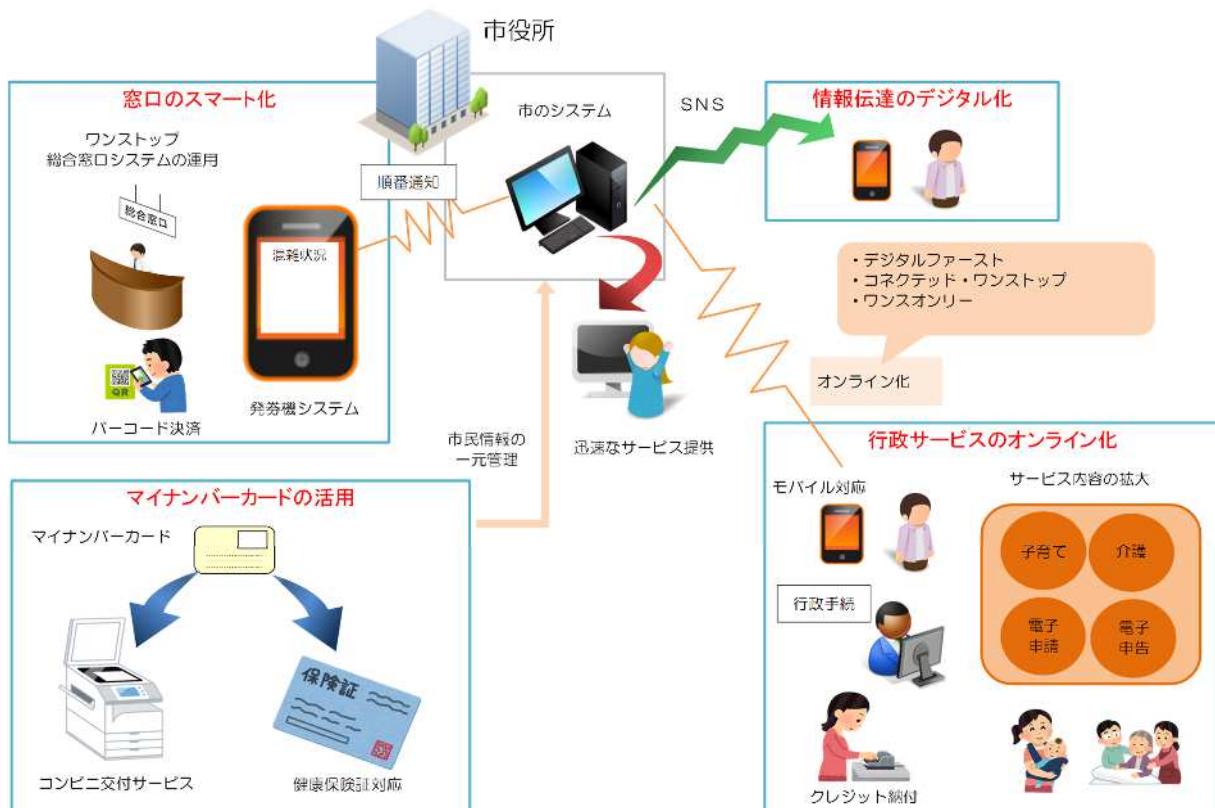
基本方針1点目の「便利で安心な市民サービスの提供」では、

- ・「行政サービスのオンライン化」
- ・「窓口のスマート化」
- ・「マイナンバーカードの活用」
- ・「情報伝達のデジタル化」

の4項目の情報化施策を定めました。

急速に普及が進むスマートフォン等を活用した行政手続のオンライン化や、ワンストップ総合窓口に代表される窓口業務のスマート化を積極的に推進します。

また、これらのサービスの質や価値を高めるため、マイナンバーカードの更なる普及や利活用シーンの拡大、行政情報を市民の皆様に的確に伝達する手法の研究なども併せて推進します。



基本方針2点目の「地域活性化と都市機能高度化の推進」では、

- ・「最適な学びの場の提供」
- ・「次世代技術とデータの利活用推進」
- ・「暮らしの質の向上とにぎわいの創出」
- ・「デジタル格差の解消」

の4項目の情報化施策を定めました。

次世代を担う子どもたちに最適な学びの場を提供することや、地域のテレワーク推進をはじめとする働き方改革への取組、公共施設の付加価値向上などを積極的に推進します。

また、これらの取組を加速するため、市が保有するデータの公開や、多種多様なデータの利活用、次世代技術の導入などをすすめます。さらに、急速に進化するデジタル化に、誰一人取り残さない地域を実現するため、デジタル格差の解消に向けた取組を併せて推進します。



▶ 「生産性の高い行政経営の実現」

(P74~P81)

基本方針3点目の「生産性の高い行政経営の実現」では、

- ・「先端技術の積極活用」
- ・「DX推進体制の強化」
- ・「ワークスタイル変革の推進」
- ・「クラウド化・標準化の推進」

の4項目の情報化施策を定めました。

AIやRPA等の先端技術を積極的に活用するとともに、テレワーク環境を充実させる等、職員のワークスタイルの変革を進めます。

また、デジタル変革に資する取組の質を向上させるため、情報システムのクラウド化や標準化を進めるとともに、人材の育成や、推進体制の強化に取り組みます。



第6章 計画の進め方

➤ 推進体制

(P82)

市長を本部長とし部長級以上の職員で構成する「富士市情報化推進本部」の下で情報化の推進を図ります。また、情報通信技術に関する専門的な識見及び経験を有する外部専門家として、情報政策アドバイザーを設置し、情報化の適正な推進に努めます。

➤ 人材育成

(P83)

各部署に配置する情報化推進リーダーを対象とした情報セキュリティ対策の研修をはじめ各種研修等を拡充し、デジタル化の加速に向けた職員の意識改革やスキルの底上げを図ります。

また、情報政策アドバイザーの増員や、国の支援制度を活用し専門知識を有する民間人材の登用を進めます。

➤ 進行管理

(P84～P85、実施計画編 P89)

事業を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル(PDCAサイクル: Plan⇒Do⇒Check⇒Action)を実施します。

情報化事業は、毎年度、進捗や経費、取組内容等の実施状況を的確に把握した上で、総合的に評価します。

また、外部環境変化や市独自の政策に伴い、必要に応じて見直しを行うとともに、新たに計画した事業は隨時取り込んでいきます。

さらに、計画期間の最終年度である令和8年度は、これまでの実施状況を踏まえ次期計画の検討につなげます。

